

公立大学法人埼玉県立大学動物実験に関する規程

平成22年4月1日
規程第88号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学において行われる動物実験に関し必要な事項を定めるものとする。

(動物実験に関する事項の審議)

第2条 動物実験の適正な運営管理を行うため、埼玉県立大学研究推進委員会規程（平成22年規程第83号）別表に規定する共同実験管理部会（以下「部会」という。）にて動物実験に関する事項の審議（ただし、動物実験の実施計画の倫理的、科学的な観点からの審査に関する事項は埼玉県立大学研究倫理委員会が所掌する）を行う。

2 学長は、動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管について最終的な責任者として統括する。

(定義)

第2条の2

1 この規程において「動物実験等」とは、本条第5項に規定する実験動物を教育、研究、試験又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

2 この規程において「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。

3 この規程において「実験室」とは、実験動物に実験操作（原則48時間以下の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。

4 この規程において「施設等」とは、飼養保管施設及び実験室をいう。

5 この規程において「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。

(動物実験に関する会議)

第3条 会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会長に事故があるときはあらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

3 会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、必要と認めるときは、部会員以外の教職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(管理者)

第4条 学長は、実験動物及び施設等の管理責任者として管理者を置く。

2 管理者は、動物実験に関する知識および経験を有する教員の中から部会の推薦に基づき、学長が任命する。

3 管理者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 管理者は、実験動物の適切な管理ならびに動物実験等の適正な実施に必要な次の事項を行う。

一 施設等の使用に関する実験実施者への指示

二 実験動物の導入および飼養に関する指示または助言

三 実験実施状況の把握および管理

5 管理者は、部会に出席し、実験動物及び施設等の管理状況等について報告しなければならない。

(実験動物管理者)

第4条の2 学長は、管理者を補佐して実験動物の管理を担当する者として実験動物管理者を置く。

2 実験動物管理者は、動物実験に関する知識および経験を有する教員の中から部会の推薦に基づき、学長が任命する。

3 実験動物管理者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5条 削除

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。